

第十三回国会 衆議院 人事委員会 會議録 第十五号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三三君 理事 藤枝 泉介君

理事 平川 篤雄君 理事 松澤 兼人君

伊藤 郷一君 今村 忠助君

小澤 佐重喜君 澁谷 雄太郎君

西村 久之君 藤井 平治君

今井 耕君 岡田 春夫君

出席國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

警察予備隊長 江口 見登留君

本部長 加藤 陽三君

警察予備隊長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

警務局長 加藤 陽三君

都志町の地域給指定に関する請願

(堀田賢四郎君紹介)(第三〇五〇号)

日の影町の地域給指定に関する請願

(佐藤重遠君外一名紹介)(第三〇五一号)

下六人部村の地域給指定に関する請願

(大石ヨシエ君紹介)(第三〇五二号)

鶴方町の地域給指定に関する請願

(中村清君紹介)(第三〇五三三号)

南下津町の地域給指定に関する請願

(永井要進君紹介)(第三〇五四号)

初声村の地域給指定に関する請願

(要進君紹介)(第三〇五五号)

清水村の地域給指定に関する請願

(遠藤三郎君紹介)(第三〇五六号)

江井町の地域給指定に関する請願

(堀田賢四郎君紹介)(第三〇五七号)

鈴鹿市の地域給指定に関する請願

(水谷昇君紹介)(第三〇五八号)

青梅市の地域給指定に関する請願

(福田篤泰君紹介)(第三〇五八号)

黒木町の地域給指定に関する請願

(龍野喜一郎君紹介)(第三〇五九号)

静岡県下の地域給指定に関する請願

(西村直己君紹介)(第三〇六〇号)

福知山市の地域給指定に関する請願

(大石ヨシエ君紹介)(第三〇六一号)

川之江町の地域給指定に関する請願

(越智茂君紹介)(第三〇六六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

保安庁職員給与法案(内閣提出第二二八号)

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより保安庁職員給与法案を議題として、質疑を継続いたします。

平川篤雄君。

○平川委員 一昨日の委員会で江口政府委員から、いろいろ御答弁をいただいたので、重複する点が多々あると思

いますが、一応國務大臣にお聞きしておきたいと思っております。

この人事委員会は、保安庁の職員、隊員、こういう人たちの給与をきめる

ことになっておりますが、政府の提案理由の説明というものは、私は根本

的に大事な眼目が抜けておると思いま

す。それは、一体保安隊に属する人たちは、どういふ具体的な任務に

応ずるのであるか。特にわれわれの一番危惧

いたしておりますことは、本来の職責上、生命の危険をかけてやらなければ

ならない性質の仕事であると思っておりますが、一昨日の政府委員の御答

弁によりまして、その点が実に曖昧模

糊としたしておるのであります。座談

の中に出て来たのであります。保安

隊の隊員は、何も毎日バレー、ボールやラグビーをやるために置いてあるわけ

ではないのであります。言葉は当らないかも知れぬが、非常な緊急事態に

際した場合に出動して国の治安維持に

当る、あるいはわれわれの想像によれば、外国の侵略さえもこれを引受けて

立つ、こういう仕事を待つておるはずなのであります。ところがその一番大事

な出動の際の給与については、別に

法律をもつて定めるので、その出される時期というものは今はつきりわからない、さういふ事態になつたときに出

すというふうな御答弁であります。私はこれは本来を転倒しておると思いま

す。そういうことが本来の任務であるなら、まず出動に対する手当というよ

うなもの第一番に出されて、初めて保安隊の幹部並びに隊員の給与という

ものが完全になる——完全になるというものはそれが中心になるという意味で

あります。こんなことを考えますと、私はこの提案には根本的に抜けておる

ものがあると思っております。

その次に、非常に不親切だと思いま

すのは、日々の勤務を命ぜられてお

ますところの仕事の内容と、こういうものは、これはもちろんわれわれが見に行

かなければならないことは当然であり

ますが、やはり一応明らかにせらるべきであると思っております。今までの

海上保安庁並びに警察予備隊、それと何らかわりのないといつてそのま

まにしておかれるべきものではないと思

うのであります。これは国民全体が知

つておりますように、当初のときより

もだん／＼訓練は外から見かけましたところだけでも遠いが来ておるのであ

ります。世間では一般的に昔の軍隊と違くないといふことを言つておるの

であります。かような点についての疑問がわれわれにあるのであります。さうい

う点は何らお示しにならない。さうして給与を審議しろ／＼と言われるので

あります。私はこういう点について非

常に不満を抱かざるを得ないのであり

ます。

私はあらためてここで戦力の問題で

あるかどうかというようにことを繰返

すばかなことはしたくないと思いま

す。この点につきましては大橋國務大

臣と私は永遠に平行線であつて、一

致するときにないと思つておる。け

れども最小限度最近の国内の情勢を

考えてみますと、相当暴力的な集団

行動が行われような危険というものが

現在にあるのであります。それにつ

きしてはたまたまの国家地方警察の力

では、とうてい押えることができない

といふことは私も認めるのでありま

す。私の基本的な立場は、給与の問題

を通じて何とかなんとうに正しく正

當に支拂われ、かつ来る者もそれ相

當の覚悟を持つて入つて来る、従つてそ

の任務にたえるような、優秀な人物が

集まるようにお考えになるのが至当で

はないかと思つておるのですが、さう

いふ点についてこれからまた繰返すよ

うでありますけれども、一應國務大臣

の御見解をお聞きしておきたいと思

つておる。

第一番に、この保安隊の人たちは、

生命の危険にさらされるといふこと

は、初めから覚悟の前で来なければな

らないし、また政府もそのつもりでお

らなければならない。

第一類第二号 人事委員会會議録第十五号

昭和二十七年五月二十四日







は、今のところそういうふうな点もございませぬので、かた／＼そういう意思は持つておられないわけでございます。

それから安保條約においては自衛力増強の約束がしてあるではないかという御質問でございます。その通りでございます。それであればこそ政府といひましては七万五千を今年度においては十一万に増加しました。これはその約束の一端を果したことになるものと思ひます。それでその増強の将来の計画という事になります。約束は、これを果す場合に、将来の計画を立てておいて果せば、それはもう申し分ないと思ひますが、今の日本の実情から見ますと、約束を果すに於いて現在年次計画を立てるような経済的、政治的の段階がない、こうわれわれとしては判断をいたしておるわけでございます。従ひまして、約束は必ず果す、従つてで得る限り来年度においても必要な増員を行うように努力はしたい、こう考へておりますが、しかし具体的な計画を立てる段階に至つておりません。

○平川委員 この保安隊の将来の計画というものは、今おつしやつたことでははつきりしないのでありますが、それはそれといたしまして、先ほどのお言葉であるが、出動の最中には六箇月間それを一方的に延長して、その間急いで補充をするというお話である。一体ただいま御提案になつておられます。与のような問題で、現実には命のとりやめをやつておられます状態、しかも六箇月くらい延長するということ、相当大規模の場合も予想しておられると思ふのでありますが、その際に確信がお

ありですか、一体集めることができるという確信がございませんか。またもう一つお聞きしておきたいことは、そういう出動を必要とする場合といふものは、これは今日でも起り得る——これは極端な言ひ方ですが、今日でも起り得ると考へておられるか、あるいは当分まだ一、二年は大丈夫といふようなお見通しであるかどうかと、あるいはこのあたりで、これをなぜかという事であります。これをなぜかという事であります。一応大橋國務大臣にお話をしておかなければならぬのであります。江口政府委員は、ただいまそういう時期ではない、まだそういうような状態には来ない、ということをお答えになつておられます。政府が思つておられるのは、独立国家になつたからばもうすぐその必要が生じているのだといふふうにお考へになつておられるのか、私は考へるのですが、この点を大臣から明かにしていただきたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 出動期間中の任用期間の満了の際に、六箇月の延長の期間内に欠員補充の準備が完了できるかどうかというお話でございます。これは現実にはこの六箇月を延長しております間に、任用期間の満了する間に、できるだけ募集をするということになるわけでありまして、現実にはその間に充足できるかどうかということになります。これはそのときの事情によつてどうなるかわからないと思ひます。そういう場合に必要なる人員を維持して行くといふことをあくまでもやりとげるためには、どうしてもこれを無期限に延長するといふようなことにするか、あるいはもつと一年なり二年なり延長期

間を延ばすか、これが一番確実な方法だと思つておられますけれども、現在の警察予備隊の性格というものは、見まして、これは憲法上軍隊とは根本的に異なるわけでありまして、そう非常長期にわたつて退職を制限するといふような措置をとることは適當ではない、こういうふうにお考へておられるのであります。募集できてもできなくても、六箇月程度で一方的な延長は打切りにしたい、こう思つておられます。それ以上そういう場合にはどうするかといふことになりまして、これはまたおのずから憲法上のいろいろな問題に触れて解決策を考へて行くよりしかたがないと思ひます。

それから予備隊が出動するやうな事態が現在あり得るか、これに對して江口政府委員から、現在はそういう事態の起る可能性はないといふお答えをいたしておられるのであります。この点は私も江口次長の答弁を肯定するものでございます。なるほど小規模なる間接侵略であるとか、あるいはまた動乱であるとか、そういうことのために出動する可能性は、これは必ずしも今日否定したものでございませぬが、しかし外国の直接侵略に對して予備隊の出動する可能性といふものは、現在の情勢下においては考へられな

い、こゝろ私には確信いたしておりません。○平川委員 そうすると、動員の際の手当といふものは、そういう直接侵略に對する際の手当を規定せられようとお考へになつておられるわけですか。○大橋國務大臣 これは直接侵略の際ばかりではありません。予備隊の出動いたした場合には、一般の給与と違つた手厚い待遇をする必要があると

考へられますので、そういうすべての出動の場合を網羅した手厚規則を研究いたしておられるわけでありませぬ。

○平川委員 先ほどのお答えの中から、私の予想を申し上げると、とにかく六箇月延長をしても、なか／＼これはうまく行かないかも知れない。しかし現在の憲法下の制度である以上は、これはやむを得ない、動乱の最中である、その期間が満了したら解除するといふことをおつしやるということは、これは憲法を改正してでも、やはり十分な防衛を完備しなければならぬ事態が来るといふことをお考へになつておられる、こゝろいふふうには了解して正しゅうございませぬか。

○大橋國務大臣 私の答へは、理論上必ずしも平川委員の言われたやうな結論には導かれないと思ひます。しかしその結論を全然否定するわけではございません。と申しますのは、かような事態を解決する方法といたしましては、政府が一方的に強制的に期間を延長するだけが唯一の解決手段ではないわけでありませぬ。すなはち現実に動いておられる隊員が、六箇月以後においてもさらに新しい任用期間、引續きに在職するといふ自発的な希望を述べていただきますならば、少くとももう一期間はその人たちは在職することになります。そういう方法によつても、この問題は解決し得るわけでありませぬ。しかしこれは今も申し上げましたやうに、本人の自発的意思にまつたものでございませぬから、従つて自発的意思といふものは、あくまでも自発的でなければならぬので、その自発的意思が起るやうな、何らかの間接強制的な措置を政府が講ずるといふやうなこ

とがあつては、これは法律をみだることでありませぬ。しかしそういう自発的意思が起るやうなぐあいには、勸誘する、誘導する——強制力を伴わない、強制手段を伴わない方法で勧誘するといふことは、一向さしつかえないと思ひます。やむを得なければ、目的だけそういうことによりまして、目的を達するやうに努力する以外に道がなからう、こゝろ思ひます。そうしてその手手段ではどうしても事態が処理されないと、こゝろ十分予想され、しかもそういう場合に於いて、引續き一定数の警察予備隊といふものを維持し、これがその使命を完遂しなければならぬのだといふことになれば、あくまでも憲法改正といつた問題を考へて来なければならぬやうになるのではないかと、これは理論上いふやうなことになり得ると思ひます。

○平川委員 給与とかいふ／＼日常生活におきまして、そういう場合に延長をして働こうといふやうな、早く言えば、喜んでその任務に精勵をする、進んでは命までも投げ出すといふやうな点になると、私は今度の給与案なんか見まして、そういうふうなにおいはどこにも出ていないやうに思われるのであります。一昨日は江口さんから、いろいろ精神訓練という点で、どういふ努力をしておられるかといふことを聞いたのでありますが、この点もただいまのところは、予備隊の指導精神なんかはなほないらしい。そうすると全然そのやうな出動の危険といふものは、ただちにはないにいたしまして、いつあるかわからないと思つておられるから予備隊を置いておられるに違ひない、またこれが保安隊になるの

とがあつては、これは法律をみだることでありませぬ。しかしそういう自発的意思が起るやうなぐあいには、勸誘する、誘導する——強制力を伴わない、強制手段を伴わない方法で勧誘するといふことは、一向さしつかえないと思ひます。やむを得なければ、目的だけそういうことによりまして、目的を達するやうに努力する以外に道がなからう、こゝろ思ひます。そうしてその手手段ではどうしても事態が処理されないと、こゝろ十分予想され、しかもそういう場合に於いて、引續き一定数の警察予備隊といふものを維持し、これがその使命を完遂しなければならぬのだといふことになれば、あくまでも憲法改正といつた問題を考へて来なければならぬやうになるのではないかと、これは理論上いふやうなことになり得ると思ひます。

とがあつては、これは法律をみだることでありませぬ。しかしそういう自発的意思が起るやうなぐあいには、勸誘する、誘導する——強制力を伴わない、強制手段を伴わない方法で勧誘するといふことは、一向さしつかえないと思ひます。やむを得なければ、目的だけそういうことによりまして、目的を達するやうに努力する以外に道がなからう、こゝろ思ひます。そうしてその手手段ではどうしても事態が処理されないと、こゝろ十分予想され、しかもそういう場合に於いて、引續き一定数の警察予備隊といふものを維持し、これがその使命を完遂しなければならぬのだといふことになれば、あくまでも憲法改正といつた問題を考へて来なければならぬやうになるのではないかと、これは理論上いふやうなことになり得ると思ひます。

であります。そうすればいつでも応じられるような準備をなさつておるのが私は当然であると思つておりますが、それが見えないのであります。大橋さんは直接現在の予備隊、あるいは将来の保安隊というものについて、こうした精神面に転換するようないろいろな具体的な計画、精神的な奮起を要求し得るような具体的な計画というものについて、何かお持ちになつておるならばお示しを願いたい、これは当然あるものと考えるのであります。

○大橋國務大臣 警察予備隊の訓練において、精神指導を全然やつていないというふうなお答えを江口次長から申し上げたというふうに……。

○平川委員 指導原理というものがまだない……。

○大橋國務大臣 指導原理がないという事を申し上げたのではなくて、指導原理はございます。それは何であるかというのと、警察予備隊というものは、日本憲法の精神をあくまで守つて行く、民主主義というものをあくまでも守つて行くところの国の不可欠の組織である。そうしてこの要員たる者は、民族及び祖国に対する大きな愛國心というものの基礎の上に立つて、職務を遂行すべきものである、それが予備隊の隊員に対する要請である、こういう趣旨をもつて常に精神指導をいたしておるのでございます。ただその精神指導について、具体的な課業時間を設けて、精神指導訓練というような銘を打つて特別な指導はいたしておりません。この精神指導は警察予備隊のあらゆる訓練を通じて、不断に実施せられるべきものである。こうした考え方で指導をいたしておるわけでござい

ます。

○平川委員 それではひとつこの委員会に對しまして、現在警察予備隊あるいは保安隊に属する人たちを、どういうふうな訓練なさつてゐるかというふうなものを、具体的に何時間勤務で日課はどういうふうであるとか、各個訓練はどういう程度のものであるとか、そういうような資料がありますならば、やはり当然のこととして御提出を願いたいと思つてあります。それを見まして、また質問することがあります。私ならば質問することになります。私本日はこの程度で打切りたいと思ひます。

○薩枝委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせすることにいたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後零時十二分散会

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局